明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（最高裁五）　一
○民事訴訟規則の一部を改正する規則（同六）　五

〔告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二二〇）　六

〔官庁報告〕
財政
経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見（総務省）　八

〔資料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十六年度平成二十七年四月分）、（平成二十七年度平成二十七年四月分）（財務省）　三〇

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
日本放送協会入札、弁理士登録、型式住宅部分等製造者の認証関係　六一
地方公共団体
行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四五
四七

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則を次のように定める。

平成二十七年六月二十九日

最高裁判所

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第二条―第五条）
第三章　対象債権の確定手続
第一節　簡易確定手続
第一款　通則（第六条―第十条）
第二款　簡易確定手続の開始（第十一条―第十五条）
第三款　簡易確定手続申立団体による通知及び公告等（第十六条・第十七条）
第四款　対象債権の確定（第十八条―第三十三条）
第五款　費用の負担（第三十四条）
第六款　補則（第三十五条）
第二節　異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第三十六条―第三十八条）
第四章　特定適格消費者団体のする仮差押え等（第三十九条―第四十二条）
第五章　補則（第四十三条）
附則

第一章　総則

（当事者の責務）

第一条　当事者は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、被害回復裁判手続の円滑かつ迅速な進行に努め、信義に従い誠実に被害回復裁判手続を追行しなければならない。

2　二以上の特定適格消費者団体が対象債権及び対象消費者の範囲の全部又は一部並びに共通義務確認の訴えの被告とされる事業者が同一である被害回復裁判手続を追行するときは、当該二以上の特定適格消費者団体は、被害回復裁判手続の円滑かつ迅速な進行のために相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

第二章　共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

（訴状の記載事項等・法第五条）

第二条　法第五条の規定による対象債権及び対象消費者の範囲の記載については、消費者契約の年月日、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの内容、その対価その他の取引条件、勧誘の方法その他の消費者契約に係る客観的な事実関係をもってしなければならない。

2　共通義務確認の訴えの訴状には、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十三条第一項及び第四項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　対象消費者の数の見込み

二　請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟又は事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認訴訟が既に係属しているときは、当該共通義務確認訴訟が係属している裁判所及び当該共通義務確認訴訟に係る事件の表示

3　共通義務確認の訴えの訴状には、前項第一号に掲げる事項の根拠となる資料を添付しなければならない。